

事 務 連 絡

平成17年6月30日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

フィリピン産マンゴーの取扱いについて

標記については、平成17年4月5日付け食安輸発第0405001号にて通知したところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出したフィリピン産マンゴーから基準値を超えるクロルピリホスを検出したことから、当該輸出業者から輸出されるフィリピン産マンゴーについては、政府の証明書の受け入れを停止し、クロルピリホスに係る検査命令の対象とすることとしましたので、関係業者に周知するとともに、その取り扱いに遺漏なきようよろしくお願ひします。

記

政府の証明書の受け入れを停止する輸出業者

Marsman Drysdale Foods Corporation.